

小 牧 市 景 観 計 画

(案)

目次

序章 景観計画の策定について	1
1 「景観」とは	1
2 まちの将来像	2
3 景観計画策定の目的	4
4 景観計画の位置付け	5
5 景観法に基づく景観計画に定める事項	6
6 景観行政団体の役割及びできることとは	7
7 まちづくりの推進	8
第1章 小牧市の景観特性	9
1 小牧市の概況	9
2 景観特性	10
3 景観資源	11
4 景観阻害要因	12
5 歴史・文化的資源	15
6 景観に対する市民の意識	16
7 景観形成上の問題・課題	19
第2章 計画の理念・テーマ	21
第3章 景観計画を定める区域	22
第4章 良好な景観の形成に関する方針	23
1 全体の方針	23
2 まとまりのある4地区ごとの景観	24
3 骨格や縁取りとしての4つの景観軸	28
4 特徴ある景観を有する2つのエリア	36
5 景観区域	44
6 景観重点地区の選定	51
第5章 行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）	53
1 地区の景観形成基準	53
2 届出の対象及び行為の制限	56
第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	58
1 景観重要建造物（景観法第8条第2項第3号）	58
2 景観重要樹木（景観法第8条第2項第3号）	59

第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する	
	行為の制限に関する事項 … 60
1 規制誘導	60
2 屋外広告物の景観形成基準	61
第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項	62
1 景観重要公共施設の指定方針(景観法第8条第2項第4号)	62
第9章 計画の推進	63
1 景観形成の主体と役割分担	63
2 景観形成の実現方策	64
3 景観形成の進捗管理について	72